

岩手県選挙管理委員会告示第29号

岩手県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年3月28日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸之

岩手県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示

岩手県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成13年岩手県選挙管理委員会告示第69号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後		
別表第2（第11条関係）				別表第2（第11条関係）		
開示の実施の方法	区分	単位	金額	開示の実施の方法	区分	金額
複製物の交付	1 <u>フレキシブルディスク</u>	<u>1枚に</u>	<u>40円</u>	複製物の交付	1 <u>光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物</u>	<u>1枚につき80円</u>
	<u>カートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのものに限る。）に複製した複製物</u>	<u>つき</u>				
	2 <u>光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、700メガバイトのものに限る。）に複製した複製物</u>	<u>1枚に</u>	<u>80円</u>			
	<u>つき</u>					
	3 <u>光ディスクカートリッジ（日本工業規格X6277に適合する幅90ミリメートルのものであって、640メガバイトのものに限る。）に複製した複製物</u>	<u>1枚に</u>	<u>440円</u>			
<u>つき</u>						
4 <u>録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物</u>	<u>1巻に</u>	<u>120円</u>				
<u>つき</u>						
5 <u>ビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に</u>	<u>1巻に</u>	<u>190円</u>				
<u>つき</u>						

	適合する記録時間120分のものに限り。)に複製した複製物			
紙その他 これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	白黒	1枚につき	10円 (両面に複製した場合にあっては、20円)
		カラー	1枚につき	40円 (両面に複製した場合にあっては、80円)
	2 1に掲げる以外の写し		1枚につき	当該写しの作成に要する費用に相当する額

様式第1号 (第3条関係)

[略]

[略]	
開示の実施の方法	1 [略]
	2 電磁的記録の場合 [略] □複製物の交付 (□窓口での交付 □送付による交付) <u>(複製物の区分 □フレキシブルディスクカートリッジ (FD) □光ディスク (CD-R) □光ディスクカー</u>

	2 1に掲げる以外の複製物		当該複製物の作成に要する費用に相当する額
紙その他 これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付	1 乾式の複写機による写し（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	白黒	1枚につき10円 (両面に複製した場合にあっては、20円)
		カラー	1枚につき40円 (両面に複製した場合にあっては、80円)
	2 1に掲げる以外の写し		当該写しの作成に要する費用に相当する額

様式第1号 (第3条関係)

[略]

[略]	
開示の実施の方法	1 [略]
	2 電磁的記録の場合 [略] □複製物の交付 (□窓口での交付 □送付による交付)

	トリッジ (MO) <input type="checkbox"/> 録音テープ <input type="checkbox"/> <u>ビデオテープ)</u> [略]		
	[略]		[略]
[略]		[略]	
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の岩手県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（以下「改正後の個人情報保護規程」という。）別表第2の規定は、この告示の施行の日以後にされた開示請求（個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号）第11条第1項に規定する開示請求をいい、電磁的記録（同条例第2条第3号に規定する電磁的記録をいう。）の開示を受けるものに限る。以下この項において同じ。）について適用し、同日前にされた開示請求（岩手県選挙管理委員会が受理したものに限る。）については、なお、従前の例による。
- 3 改正後の個人情報保護規程に定める様式は、この告示の施行の日以後に提出する請求書について適用し、同日前に提出した請求書については、なお従前の例による。
- 4 この告示による改正前の岩手県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。